

愛知県の最低賃金

愛知県最低賃金

令和4年10月1日から

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。
なお、特定最低賃金がある場合は、両方の最低賃金が適用され、高いほうの最低賃金額以上を支払わなければなりません。

時間額
(円)
986

特定最低賃金

令和4年12月16日から

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
(表面処理鋼材を除く。)

時間額
(円)
1,018

輸送用機械器具製造業
(建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。)

時間額
(円)
997

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、助成対象経費が拡大される特例を適用するなどの拡充を行いました。ぜひご活用下さい。

業務改善助成金 検索



「業務改善助成金コールセンター」0120-366-440
(受付時間 平日8:30~17:15)

業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）は、
愛知働き方改革推進支援センター（令和4年度） 電話0120-006-802
業務改善助成金の申請・支給の窓口は、
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ 電話052-857-0313



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知労働局

労働基準監督署
ハローワーク



愛知県